

長崎県立大学国際交流研究センター長等選考規程

〔平成20年4月1日〕
規程第68号

改正 平成26年12月2日規程第23号
改正 平成27年3月3日規程第27号
改正 平成28年2月2日規程第35号
改正 平成29年12月5日規程第30号
改正 令和2年12月11日規程第58号
改正 令和5年2月21日規程第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学国際交流研究センター規程（平成20年規程第67号）第5条第2項及び第6条第3項の規定に基づき、長崎県立大学国際交流研究センター長（以下「センター長」という。）及び長崎県立大学国際交流研究センター副センター長（以下「副センター長」という。）の選考及び任期等に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正 [令和5年規程第12号]

(選考)

第2条 センター長及び副センター長の選考は、学長が行う。

(選考の時期)

第3条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合にセンター長又は副センター長の選考を行う。

- (1) センター長または副センター長の任期が満了するとき
- (2) センター長または副センター長が辞任を申し出たとき
- (3) センター長または副センター長が欠員となったとき

2 学長は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の1か月以前に、同項第2号または第3号に該当する場合にあっては速やかにセンター長または副センター長の選考を行うものとする。

(選考の基準等)

第4条 センター長は、長崎県立大学（以下「本学」という。）の専任の教授の中から学長が適任と認める者を選考する。

2 副センター長は、本学の専任の教授又は准教授の中から学長が適任と認める者を選考し、指名する。

一部改正 [平成27年規程第27号、平成28年規程第35号、令和2年規程第58号]

(教育研究評議会における審議)

第5条 学長は、センター長候補者の選考について教育研究評議会に意見を聴くものとする。

2 教育研究評議会は、前項の意見を求められたときは、センター候補者の選考について審議し、その結果を学長に報告する。

一部改正 [平成27年規程第27号]

(任命の申出)

第6条 学長は、前条第2項の規定により教育研究評議会から報告を受けたときは、センター長の選考について決定し、理事長に任命の申出を行うものとする。

(任期)

第7条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 第3条第1項第2号または第3号の事由により選出された者の任期は、第1項及び前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

第8条 この規程に定めるもののほか、センター長及び副センター長の選考及び任期等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命されるセンター長及び副センター長の任期は、第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 平成27年4月1日に任命されるセンター長及び副センター長の任期は、第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

4 平成30年4月1日に任命されるセンター長及び副センター長の任期は、第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則(平成26年12月2日規程第23号)

この規程は、平成26年12月2日から施行する。

附 則(平成27年3月3日規程第27号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月2日規程第35号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月5日規程第30号)

この規程は、平成29年12月5日から施行する。

附 則(令和2年12月11日規程第58号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月21日規程第12号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。